

(5) 職員の休業の状況

イ 職員の休業制度の概要

(i) 育児休業等制度

地方公務員の育児休業等に関する法律及び山形県職員等の育児休業等に関する条例に基づき、職員は育児のため休業することができる。

a 育児休業

(a) 職員は、子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育に専念するため休業することができる。

(b) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

b 部分休業

(a) 職員は、子が小学校就学の始期に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育を行うため1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる。

(b) 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

c 育児短時間勤務

(a) 職員は、子が小学校就学の始期に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育を行うため、常時勤務を要する職を占めたまま、短時間勤務をすることができる。

(b) 育児短時間勤務をしている期間については、勤務時間に応じた給与を支給する。

(ii) 修学部分休業制度

地方公務員法第26条の2及び山形県職員等の修学部分休業に関する条例に基づき、職員は大学その他の教育施設で修学するため休業することができる。

a 職員は、任命権者の承認を受けて、1週間を通じて19時間20分を超えない範囲内で、修学のため必要とされる時間について休業することができる。

b 修学部分休業制度を利用して修学できる教育施設は、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等である。

c 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

(iii) 自己啓発等休業制度

地方公務員法第26条の5及び山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例に基づき、職員は大学等課程の履修又は国際貢献活動のため休業することができる。

a 職員は、任命権者の承認を受けて、大学等課程の履修のための休業にあつては2年間、国際貢献活動のための休業にあつては3年間休業することができる。

b 自己啓発等休業制度を利用して履修できる大学等課程は、大学（当該大学に置かれる専攻科及び大学院を含む。）、大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設及びこれらに相当する外国の大学の課程である。

c 自己啓発等休業制度を利用して活動できる国際貢献活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（国内における訓練その他の準備行為を含む。）、その他人事委員会規則で定めるものである。

d 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(iv) 配偶者同行休業制度

地方公務員法第26条の6及び山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例に基づき、職員は外国に滞在する配偶者と生活を共にするため休業することができる。

a 職員は、任命権者の承認を受けて、3年間休業することができる。

b 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由は、外国での勤務、事業を営営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの、学校教育法に基づく大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて外国に所在するものにおける修学、その他人事委員会規則で定めるものである。

c 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(v) 高齢者部分休業制度

地方公務員法第26条の3及び山形県職員等の高齢者部分休業に関する条例に基づき、任命権者が公務の運営に支障がないと認めるときは、休業することができる。

a 職員は、60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後、任命権者の承認を受けて、1週間を通じて19時間20分を超えない範囲で休業することができる。

b 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

ロ 休業の取得者数（令和6年度）

（人）

区分	休業内容の別	育児休業			修学部分 休業	自己啓発 等休業	配偶者 同行休業	高齢者 部分休業	計
		育児休業	部分休業	育児短時 間勤務					
知事部局		163	21	1			1	1	187
企業局		2	8						10
病院事業局		133	11	60				1	205
議会事務局		1							1
選挙管理委員会事務局									
監査委員事務局		1							1
人事委員会事務局		1							1
海区漁業調整委員会事務局									
警察本部		123	18						141
教育委員会		211	14	6	1	5			237
計		635	72	67	1	5	1	2	783

（注） 1 令和5年度以前から引き続き取得している者も含みます。
2 同一の者が複数回にわたって取得した場合は、その数を重複して計上しています。